○本庄市移住生活スタート応援金交付要綱

令和4年3月31日
告示第102号

（趣旨）

第1条　この要綱は、本庄市（以下「市」という。）への転入促進を図るため、東京圏から転入する若年世代を対象として、予算の範囲内において本庄市移住生活スタート応援金（以下「応援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2　応援金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成18年本庄市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　居住　住所地が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

(2)　市の生活圏　埼玉県熊谷市、深谷市、皆野町、長瀞町、美里町、神川町、上里町及び寄居町をいう。

(3)　東京圏　東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

(4)　移住　転入直前において、東京圏（市及び市の生活圏を除く。）に1年以上継続して居住した者が、市内に転入し、居住することをいう。

(5)　配偶者　婚姻関係にある者又は本庄市パートナーシップ宣誓制度によりパートナー関係にあることが証明される者をいう。

(6)　単身　移住先の住宅で申請者以外の者と同居していないことをいう。

(7)　生徒及び学生　学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は専修学校に在学する者をいう。

（交付対象者）

第3条　応援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市に移住した者で次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　申請者が、転入日において18歳から29歳までの年齢であること。

(2)　申請者が、生徒及び学生でないこと。

(3)　移住先の住宅が、申請者又はその配偶者の名義で契約された工事請負契約、不動産売買契約又は賃貸借契約を伴って居住する住宅であること。ただし、申請者以外の第三者が名義人となって契約する賃貸借契約において、申請者が同居人として契約書上に記載されている場合はこの限りでない。

(4)　申請者又はその配偶者若しくは移住先の住宅に同居する者が、就業していること。

(5)　移住先の住宅が、公営住宅又は社宅でないこと。

(6)　申請者又はその配偶者若しくは移住先の住宅に同居する者が、過去に応援金又は本庄市移住就業等支援金の交付を受けていないこと。

(7)　市への転入日から2年以上、市に継続して居住する意思を有していること。

(8)　申請者が、日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(9)　申請者及びその属する世帯の全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付額）

第4条　応援金は、交付対象者に対し、移住に係る経費として10万円を交付する。ただし、申請者が単身での移住の場合又は申請者以外の世帯員に移住をする者がいない場合には、5万円とする。

2　次のいずれかに該当する場合には、前項の額に5万円を加算して交付する。

(1)　申請日時点で中学生以下の子（申請者本人又はその配偶者の子に限る。）と同居している場合

(2)　申請者が東京圏（市及び市の生活圏を除く。）に通勤している場合

（事前の申出）

第5条　応援金の活用を予定している者は、転入日の前日までに、別に定めるところにより、事前申出書を市長に提出しなければならない。

2　前項の申出後1年以内に転入がなされない場合には、当該申出は無効となる。ただし、移住先住宅の工事遅延等本人の責めに帰さない理由により当該申出後1年以内の転入が困難と見込まれ、かつ、当該申出が無効となる前に申請者からその旨の報告があった場合はこの限りでない。

（交付申請）

第6条　応援金の交付を受けようとする者は、本庄市移住生活スタート応援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)　誓約書及び同意書（様式第2号）

(2)　転入後における市の住民票の写し（世帯員の全てが記載されたもの）

(3)　転入直前1年間において住民登録していた自治体の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し（世帯員の全てが記載されたもの）

(4)　移住先の住宅に係る工事請負契約書、不動産売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(5)　就業証明書（様式第3号）

(6)　その他市長が必要と認める書類

（受付期間）

第7条　前条の交付申請を受け付ける期間は、毎年度4月1日から1月末日まで（本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市

条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)とする。

(申請期限)

第8条　第6条の交付申請ができる期限は、申請者が市への転入日から起算して3か月(その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日以外の日)以内とする。ただし、当該期限のうちに、前条の受付期間に該当しない期間を含む場合には、申請期限にその該当しない期間の日数を加えた日(その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日以外の日)以内であれば申請可能とする。

(交付の決定)

第9条　市長は、応援金の交付の可否を決定したときは、本庄市移住生活スタート応援金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(応援金の請求)

第10条　応援金の交付決定を受けた者は、その交付決定の日から起算して1か月以内に、本庄市移住生活スタート応援金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第11条　市長は、応援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した応援金を返還させることができる。

(1)　虚偽の申請等をした場合

(2)　その属する世帯の全ての世帯員が、転入日から2年を経過するまでに市外へ転出したと認められる場合。ただし、賃貸住宅に居住する者が、当該住宅の契約満了時期に合わせて市外へ転出すると認められるときは、転入日から1年9か月を経過するまで市に在住している場合は、この限りでない。

2　市長は、前項の規定により応援金の交付の決定を取り消したときは、本庄市移住生活スタート応援金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(応援金の返還)

第12条　市長は、前条第1項の規定により応援金を返還させるときは、次に掲げる期間の区分に応じて返還額(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)を決定し、本庄市移住生活スタート応援金返還命令書(様式第7号)により応援金の交付を受けた者に通知するものとする。

(1)　転入日から1年以内の該当　応援金の全額

(2)　転入日から1年を超え2年(前条第1項第2号ただし書に該当する場合は1年9か月)以内の該当　応援金の2分の1の額

(交付手続の特例)

第13条　応援金の交付の手続については、規則第25条の規定に基づき、規則第15条に規定する実績報告及び規則第16条に規定する確定通知は、省略するものとする。

(その他)

第14条　この要綱に定めるもののほか、応援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2　第5条第1項の規定による事前の申出は、この告示の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(失効)

3　この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条に規定する交付の決定を受けた者については、第10条から第13条までの規定は、なおその効力を有する。

様式第1号(第6条関係)

様式第１号（第６条関係）

本庄市移住生活スタート応援金交付申請書

年　　月　　日

（あて先）本庄市長

本庄市移住生活スタート応援金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1　申請者	氏名（フリガナ）　　生年月日（転入日時点の年齢） 年　　月　　日（　　歳）
2　配偶者	氏名（フリガナ）　　生年月日（転入日時点の年齢） 年　　月　　日（　　歳）
3　住所	住所
4　連絡先	電話番号　　メールアドレス
5　本庄市への転入日	年　　月　　日 添付：住民票の写し（世帯員の全てが記載されたもの）
6　転入直前の１年間における住所※1 （複数の場合は箇条書き）	添付：転入直前の１年間に住民登録していた自治体の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し
7　転入後の居住形態 （該当を○で囲む）	ア　自己（又は配偶者）所有住宅 イ　賃貸住宅　（賃貸借契約の名義人：　　） 添付：アの場合は工事請負契約書又は不動産売買契約書のコピー イの場合は賃貸借契約書のコピー
8　加算条件 （該当を○で囲む）	ア　中学生以下の子との同居に該当 イ　申請者の勤務先が、東京圏（市及び市の生活圏を除く。）※2に該当 ウ　どちらにも該当しない（加算なし）
9　交付申請額	交付申請額［　　］万円 基本額：１０万円（単身の場合５万円） 加算額：５万円

添付：誓約書及び同意書（様式第２号）、就業証明書（様式第３号）

※1　市の生活圏（埼玉県熊谷市、深谷市、皆野町、長瀞町、美里町、神川町、上里町、寄居町）からの転入は申請の対象外です。

※2　東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を言います。

様式第2号（第6条関係）

様式第２号（第６条関係）

誓約書及び同意書

年　　月　　日

（あて先）本庄市長

（申請者）
住　所
氏　名

私は、本庄市移住生活スタート応援金交付要綱の規定に基づき、転入日から２年以上、世帯員とともに市内に居住することを誓約します。

なお、全ての世帯員が転入日から２年（第１１条第１項ただし書の場合は１年９か月）を経過する前に市内に居住することをやめた場合のほか、本庄市補助金等交付規則第１９条第１項に該当した場合には、交付決定が取り消されること及び応援金を返還しなければならないことについて承諾します。

また、本庄市移住生活スタート応援金の交付決定に必要な情報として、私及び私の世帯員全員の住民登録情報について、市が調査・照会することに同意します。

様式第3号（第6条関係）

様式第３号（第６条関係）

就業証明書

（あて先）本庄市長

記

被雇用者氏名	
勤務先部署	部署名：
	所在地：
就業期間	年　月　日から現在まで（　年　か月）

以上

本庄市移住生活スタート応援金交付申請用として、上記のとおり証明します。

年　月　日

＜事業主＞
所在地　：
名称　：
代表者名：
担当者名：
電話番号：

社印

様式第4号（第9条関係）

様式第４号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

本庄市長　　印

本庄市移住生活スタート応援金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました本庄市移住生活スタート応援金の交付については、次のとおり決定しましたので通知します。

１　交付

交付決定額	円
内訳	基本額 （□　単身世帯　　５０，０００円） （□　その他　　１００，０００円） 加算額 （□　該当あり　　５０，０００円） （□　該当なし　　０円）

加算要件（下記のいずれかに該当）
（１）中学生以下の子と同居する方
（２）東京圏（市及び市の生活圏を除く。）に勤務先が所在する方

２　不交付

理由	

様式第5号（第10条関係）

様式第５号（第１０条関係）

本庄市移住生活スタート応援金交付請求書

年　　月　　日

（あて先）本庄市長

申請者　住所
氏名

本庄市移住生活スタート応援金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

振込先（太線内のみ記入して下さい。）

指令年月日	年　　月　　日	指令番号	第　　号
交付請求額	円		
金融機関名	銀行・信金・信組 農協・労金		
支店名	支店 支所		
口座番号	普通　・　当座		
ふりがな			
口座名義			

様式第6号（第11条関係）

様式第６号（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

本庄市長　　印

本庄市移住生活スタート応援金交付決定取消通知書

年　　月　　日付けで交付決定した本庄市移住生活スタート応援金については、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

1　取消しの理由

2　既交付決定額　　円

3　既交付額　　円

4　取消金額　　円

様式第7号（第12条関係）

様式第７号（第１２条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

本庄市長　　印

本庄市移住生活スタート応援金返還命令書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を取り消した本庄市移住生活スタート応援金については、次のとおり返還を命じます。

返還額	円	返還期限	年　　月　　日
返還の理由			
返還方法			